

千葉県報

号外
令和7年4月20日

主要目次

- 規則
○ 千葉県知事の職務を代理する順序を定める規則の一部を改正する規則 一
- 訓令
○ 千葉県副知事の担任事務に関する規程の一部を改正する訓令 一

規

則

千葉県知事の職務を代理する順序を定める規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和七年四月二十日

千葉県知事 熊谷 俊人

千葉県規則第五十五号

千葉県知事の職務を代理する順序を定める規則の一部を改正する規則

千葉県知事の職務を代理する順序を定める規則（令和四年千葉県規則第七十三号）の一部を次のように改正する。

本則中「副知事 穴 澤 幸 男」を「副知事 高 梨 みちえ」に改める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

訓

令

千葉県副知事の担任事務に関する規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

令和七年四月二十日

千葉県知事 熊谷 俊人

千葉県訓令第九号

本 庁

出先機関

千葉県副知事の担任事務に関する規程の一部を改正する訓令

千葉県副知事の担任事務に関する規程（令和四年千葉県訓令第十四号）の一部を次のように改正する。

第一項中「副知事 穴 澤 幸 男」を「副知事 高 梨 みちえ」に改め、「、総合企画部」を削り、「農林水産部」を「健康福祉部、環境生活部」に改め、「企業局」の下

に「、病院局」を加え、「、海区漁業調整委員会、内水面漁場管理委員会」を削り、「健康福祉部、環境生活部及び」を「総合企画部、」に改め、「商工労働部」の下に「及び農林水産部」を加え、「病院局及び」を削り、「教育委員会」の下に「、海区漁業調整委員会及び内水面漁場管理委員会」を加える。

附 則

この訓令は、公示の日から施行する。

購読料
本号
一部

六円

購読申込先
発行者
千葉市中央区市場町一番一号

千 葉 県
〇四三（二二三）二六五八